

恵庭市一般廃棄物処理基本計画（案）【概要版】

令和3年 月 恵庭市生活環境部廃棄物管理課

計画の基本的事項

1. 計画策定の基本的事項

- 平成18年度：一般廃棄物処理基本計画策定
- 平成21年度：計画改定
- 平成27年度：新たな基本計画の策定（中間見直し）
前計画から5年経過、焼却施設本稼働などを踏まえ、新たな基本計画を策定する。

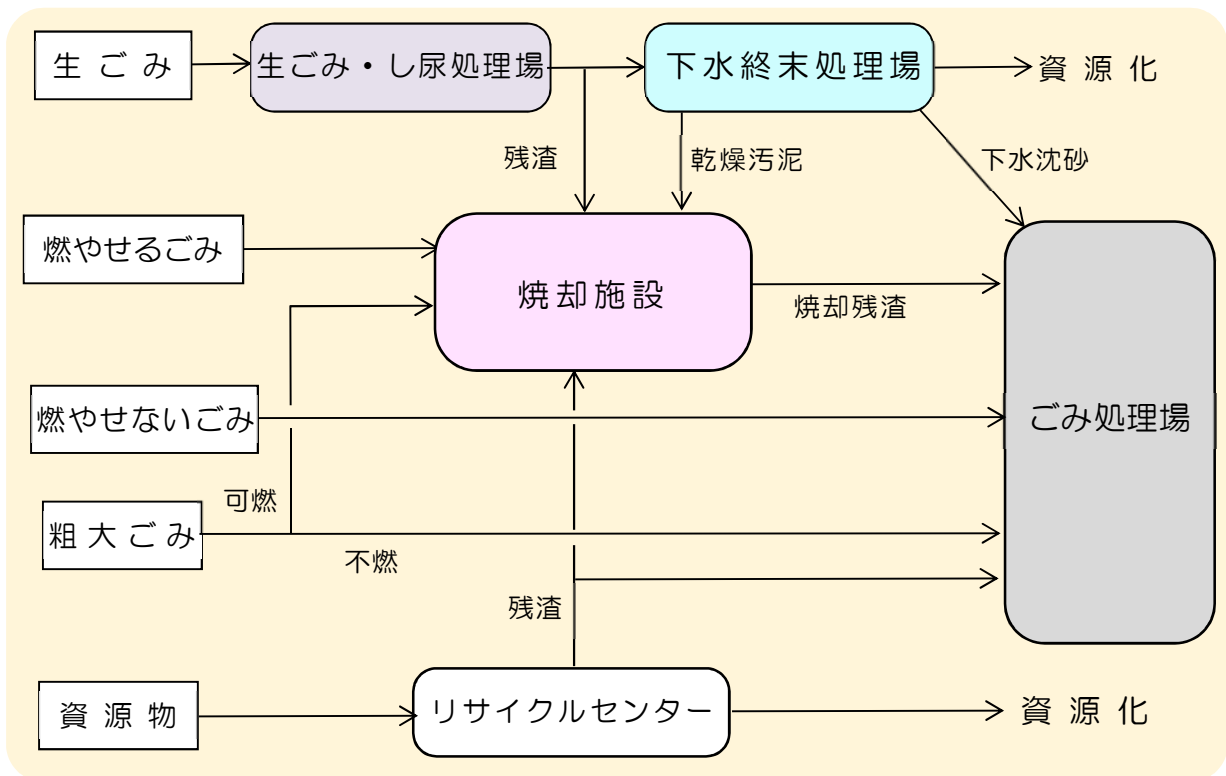
2. 計画期間（目標年次）

- 令和3年度～令和12年度の10年間
ただし、ごみ処理に関する新たな課題や、社会情勢の変化等に対応する必要がある際は、適宜見直しを行う。

ごみ処理基本計画

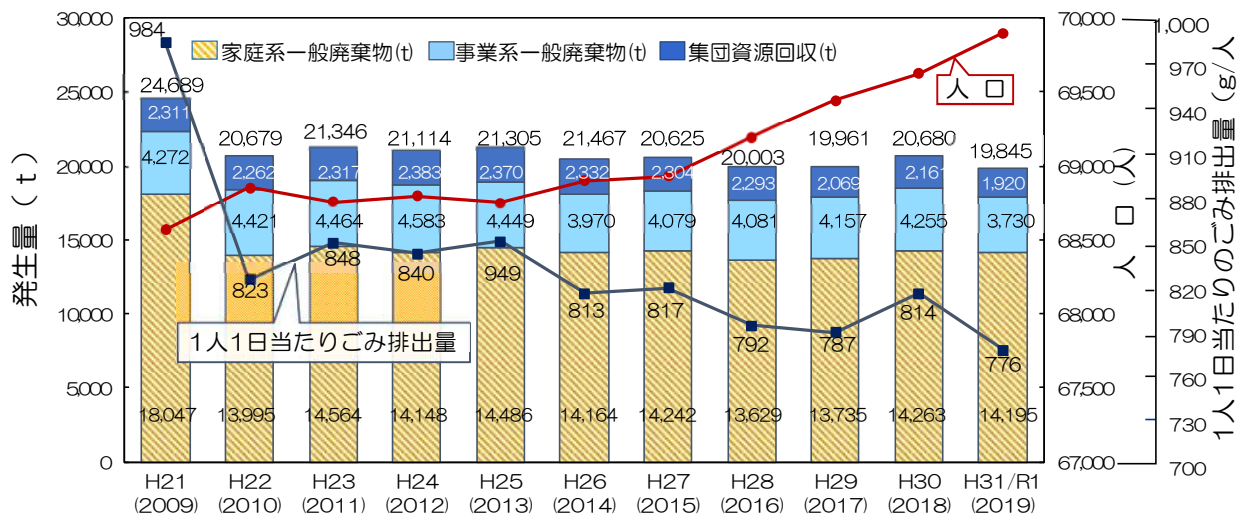
1. ごみ処理の現状及び課題

●本市のごみ処理体系

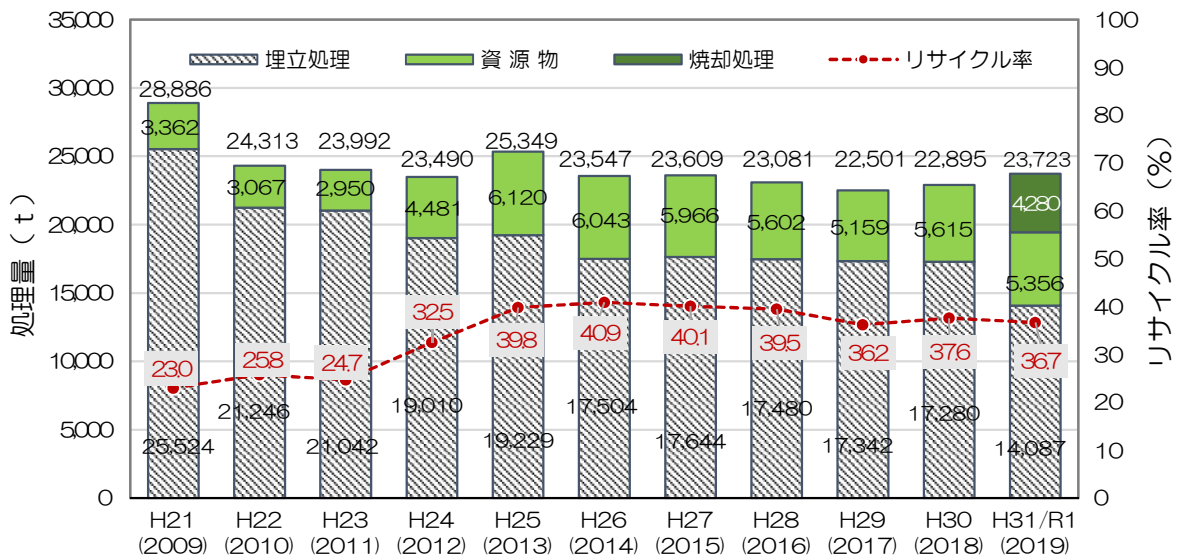


【ごみ処理体系のフロー】

●人口、一般廃棄物の発生量、1人1日当たりのごみ排出量の推移



●【ごみ処理量とリサイクル率の推移】



●ごみ処理の評価

ごみ処理状況の類似市町村との比較

※) 資源回収率は,RDF・セメント原料化等を除く値

標準的な指標	①人口1人1日当たりごみ排出量 (kg/人・日)	②廃棄物からの資源回収率※ (t/t)	③廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	④人口1人当たり年間処理経費 (円/人・年)	⑤最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	0.875	0.184	0.089	14,383	47,183
最大	1.336	0.464	0.691	170,037	586,794
最小	0.66	0.044	0	0	0
本市	0.845	0.362	0.634	9,624	63,005
指数値	103.4	196.7	-512.4	133.1	66.5
標準偏差	0.127	0.073	0.105	17,385	60.33

- ① 1人1日当たりのごみ排出量 : 0.845 kg/人・日で、比較的少ない
- ② 廃棄物からの資源回収率 : 0.362 t/t で、平均の約2倍と大きい
- ③ 最終処分される割合 : 0.634 t/t で、平均の約7倍と多い
- ④ 1人当たりの年間処理経費 : 9,624 円/人・年で、平均の7割程度
- ⑤ 最終処分減量に要する費用 : 63,005 円/t で、平均程度

●ごみ処理の課題

(1) ごみの減量化・資源化

本市の平成30年度における「人口1人1日当たりごみ排出量」は、類似市町村の平均を下回るものの、更なるごみの発生量の削減に向け、市民、事業者と一体となって取り組む必要があります。

また、資源化はある程度の成果を上げているものの、可燃ごみ・不燃ごみへの資源物の混入が少なからず見られることから、適正分別の推進によりさらなる資源化を進めることができます。

更には、危険ごみとして排出する廃棄物について、施設及び収集運搬での事故防止と施設の長寿命化を図るため、適正分別の必要性を一層広めていく必要があります。

(2) ごみ処理施設・収集運搬

焼却施設の本稼働や焼却施設で発生する余熱の活用の開始により、循環型社会の形成を目指したごみ処理が一層推進されたところです。

そのため、これらの施設については計画的な点検、維持補修による長寿命化を図りながら安定的な施設運営に努めるとともに、ランニングコストの低減に向けた取り組みを進めていく必要があります。

また、焼却施設以外のごみ処理施設や収集については、焼却施設の稼働により変化したごみ量やごみ質に即した管理運営のあり方について、経済性・効率性の観点から検討し、ごみ処理体制を維持していくことが必要です。

(3) ライフスタイルや社会状況の変化

人口減少や高齢化、核家族化の進行により、今後は高齢者のごみの排出や遺品整理などの増加が予想されます。

また、激甚な自然災害が頻発しており、有事において災害廃棄物処理計画を実効性あるものとするための内容の拡充、周辺自治体等との連携の強化といった課題もあります。

さらには、新型コロナウイルスの感染拡大はこれまでの経済社会システムを大きく変化させました。

このほかにも様々な要因により、ごみの量や性状の変化などが起こりうることから、社会情勢や経済状況の変化に適切に対応していく必要があります。

2. ごみ処理の理念

本市では市民・事業者・市が協力して「3R+Renewable（持続可能な資源）」などのごみの減量化・資源化の取り組みを進めるとともに、適正なごみ処理を行っています。

基本理念

ごみの発生抑制・適正処理の推進により資源循環のすすむまち
～みんなで作る循環型都市えにわ～

3. 基本方針

(1) ごみの発生抑制と再使用・再生利用の推進

ごみの減量化・資源化のために、「3R+Renewable」や、「Reduce（減らす）」につながる「Refuse（必要ないものは断る）」、「Repair（修理して使う）」、「Rental（借りる）」といった取り組みを促進し、資源循環の推進に努めます。

(2) 適切なごみ処理施設と収集運搬体制の運営

焼却施設、リサイクルセンターなどのごみ処理施設と戸別収集方式を基本とした収集運搬体制について、社会情勢に応じた適切な運営をするとともに、エネルギーの有効活用を図り、再生利用や循環型社会の形成に取り組むこととします。

(3) 新たな課題への取り組み

高齢化問題や大規模災害への備え、脱炭素社会の構築などの新たな課題を解決するため、市民・事業者・市が課題を共有し、ライフサイクル全体での資源循環の実現に取り組むこととします。

4. ごみの排出抑制・資源化目標

項目	現況 (令和元年度) (2019)	中間年次 (令和7年度) (2025)	目標年次 (令和12年度) (2030)
1人1日当たりのごみ 排出量 (g/人・日)	776	769	761
1人1日当たりの家庭系ごみ 排出量※ (g/人・日)	555 (373)	539 (361)	532 (352)
リサイクル率 (%)	36.7	37.2	36.9

※ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（ ）内は、生ごみ、資源物、集団資源回収を除く値を示す。

5. 市民・事業者・市の役割

① 市民の役割

市民は、これまであった大量消費・廃棄型の生活様式を見直すため、購入・消費・廃棄時において、ごみになる物の受取辞退や物を長く使うことなどに努め、資源物の分別排出を進める2Rを優先した3Rを実践し、循環型社会の形成に取り組むことが期待されます。

そのため、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって、社会や経済情勢、地球環境に影響を及ぼしうることなど、自らが循環型社会づくりの担い手でもあることを自覚して行動することが必要となります。

② 事業者の役割

事業者は、製品製造段階での減量化、過剰包装・容器包装の抑制、リユース容器の利用・回収促進などによる廃棄物の発生抑制に努めるとともに、製造業者・小売事業者においては再使用しやすい製品の製造や導入、3Rの実践を促す情報発信やサービスの提供などにより、消費者の循環型社会形成への生活様式定着を進める取り組みを推進することが求められます。

また、これらの事業活動に伴って生ずる廃棄物については、排出者責任の原則により適正処理することが必要となります。

③ 市の役割

市は、排出されたごみについては可能な限り資源化するとともに、資源化できないものについては適切に処理します。

そのために、ごみの分別・収集体制については経済性・効率性の観点から適宜必要な見直しを行い、環境に配慮した安定的なごみ処理体制の維持・運営に努めます。

また、市民及び事業者に対して、ごみの発生抑制・再利用・資源化を推進するための意識啓発や、必要な情報の収集・発信を行うとともに、国、道、その他関係機関と連携・協働のもと、社会情勢に柔軟に対応した新たな施策を立案・実施することとします。

6. 基本方針を踏まえた方策

(1) ごみの排出抑制、再使用・再利用の促進

【ごみ排出抑制・再使用・再利用の促進に係る方策】

	方策	内容
1	ごみの減量化・資源化に係る意識啓発・情報発信	<p>ごみの発生抑制と再使用・再生利用の推進のため、各種紙媒体、ホームページ及びごみ分別事典等での周知の他、町内会や市民団体等を対象とした出前講座等を行い、ごみの減量や分別などに関する啓発を行います。</p> <p>このほかにも、不適正な分別による異物混入の防止のため、ごみ処理施設に関することなど、ごみ処理全般に係る情報発信を行います。</p>
2	適切なごみ処理手数料の設定	「負担の公平性の確保」、「ごみの減量化」、「資源化の促進」等の観点から、適切なごみ処理手数料を検証し、必要に応じた見直しを行います。
3	資源化の促進に向けた取り組み	<p>生ごみや資源物の分別収集・小型家電の回収などにより、可能な限り資源化を実施します。さらに、資源物の民間回収拠点の情報提供も行い、官民協働での資源化の取り組みを進めます。</p> <p>また、集団資源回収登録団体への奨励金の交付や資源化に関する情報提供を通じ、集団資源回収の更なる活性化を図るとともに、地域の実情に応じた資源化の促進に努めます。</p>
4	地域・事業者との連携	<p>町内会、環境美化等推進員、集合住宅オーナー及び管理会社と連携し、不法投棄・不適正排出対策に努めます。</p> <p>特に集合住宅については、不適正ごみの排出抑制のため、優良保管場所認定制度において、ステーションの適正管理の推進を支援しています。</p> <p>また、事業者の製造・流通・販売段階での過剰包装削減等の取り組みを促進していきます。</p>
5	分別意識向上のためのSNS等の活用	簡単に適正分別に取り組み、分別意識を向上することができるよう、SNSやアプリ等を活用した家庭ごみの分別周知のほか、ごみ検索サイトの普及等を促進していきます。

(2) 適正なごみ処理設備運営と収集運搬体制の維持

【ごみ処理施設運営・収集運搬の適正化に係る方策】

	方策	内容
1	焼却施設の適切な運営	循環型ごみ処理システムの安定的な運営のため、環境負荷の低減と、エネルギーの有効利用による安全かつ経済的な運転管理を行います。
2	焼却施設の余熱・	焼却施設で発生する余熱を蒸気として回収し、施設内の暖房・給湯・電力に利用するほか、隣接する生ごみ・し尿

	エネルギーの活用等	処理場、下水終末処理場に熱エネルギーとして供給し、汚泥乾燥・消化槽加温・暖房として活用します。 また、生ごみ（家庭系・事業系）については、生ごみ・し尿処理場において破砕分別後、下水終末処理場へ圧送し、施設内でバイオガスを生成し売電します。
3	安定的で経済性・効率性を考慮したごみ処理施設の維持管理手法の検討	焼却施設稼働後のごみの量やごみ質を分析し、施設負荷の軽減や、経済性・効率性を考慮した維持管理手法を検討します。
4	経済的・効率的な分別や収集運搬体制の検討	ごみ処理施設の維持管理手法の検討と併せて、分別や収集ルート収集運搬体制について検討します。
5	粗大ごみのオンライン化の検討	国のデジタルガバメント実行計画※において、「処理件数が多く」、「住民等の利便性向上」や「業務の効率化」効果が高いと考えられる、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続の例として挙げられていることから、今後導入の検討をします。 ※デジタルガバメント実行計画：データ環境の整備や行政手続きのオンライン化などを実現するために制定された施策。

(3) 社会状況の変化に対応する新たな課題への取り組み

【社会状況の変化に対応する新たな課題に係る方策】

	方策	内容
1	少子高齢化社会への対応	高齢者や単身者のごみ出し支援や、大量の遺品の適正処理が困難なケースへの対応などを検討していきます。
2	災害廃棄物処理計画の継続的な見直し	国の「災害廃棄物対策指針」等に基づき、適切な見直しを継続的に行い、発災時に迅速な対応を行えるよう、平時から災害に備えた準備や体制の構築等に努めます。
3	食品ロスの削減	食品ロスを削減するために食品を買いすぎない、自宅や飲食店における食べ切りの実践等、市民・事業者等と連携しながら取り組んでいきます。
4	プラスチック資源循環への対応	化石燃料由来のプラスチック製品からの転換や、リサイクルシステムの新たな取り組みなど、国の動向を注視しつつ、経済性・効率性の観点から検討を行い、地域の実情に応じた対応を実施します。
5	今後懸念される様々な課題への対応	持続可能な社会を目指した国際協調の取り組みが進められていることを踏まえ、国、道、その他関係機関と連携・協働のもと、社会情勢に柔軟に対応した新たな施策の立案・実施に取り組んでいきます。 また、自らも事業者として、グリーン購入などの取り組みを実行するなど、地方公共団体に期待される役割を果たしていきます。

7. 中間処理及び最終処分の計画

【中間処理の方法】

ごみの種別	処理方法	中間処理施設
燃やせるごみ	焼却	焼却施設
生ごみ	破碎分別	生ごみ・し尿処理場
危険ごみ	選別	ごみ処理場(最終処分場)
粗大ごみ	可燃	破碎 焼却
	不燃	破碎・磁選
資源物	選別 圧縮梱包 コンテナ積替	リサイクルセンター

【中間処理施設に係るごみ処理量の見通し】 (単位：t)

施設名	種類	令和元年度 (2019)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)
リサイクルセンター	資源物	2,293.73	2,291	2,242
生ごみ・し尿処理場	生ごみ	3,062.43	3,306	3,328
焼却施設	可燃	3,746.04	11,825	11,639
	生ごみ	153.80	-	-
	粗大ごみ(可燃)	106.88	197	194
	ボランティア(可燃)	40.47	146	146
	生ごみ残渣	233.22	576	580
	資源物可燃残渣	-	21	21
	し尿し渣	-	15	15
	下水し渣	-	94	94
	乾燥汚泥	-	1,242	1,224
	小計	4,280.41	14,116	13,913
中間処理計		9,636.57	19,713	19,483

【最終処分量の見通し】 (単位：t)

種別	令和元年度 (2019)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)
家庭系一般廃棄物	6,050.92	907	838
事業系一般廃棄物	2,759.70	2,406	2,362
可燃ごみ	1,375.46	-	-
不燃ごみ	56.70	206	203
生ごみ	0.95	-	-
ボランティア(可燃)	106.44	-	-
ボランティア(不燃)	29.26	24	24
生ごみ残渣	299.59	-	-
資源物可燃残渣	6.99	-	-
資源物不燃残渣	186.73	137	125
可燃粗大残渣	-	5	5
し尿し渣	14.59	-	-
下水し渣・沈砂	107.96	-	-
下水沈砂	-	10	10
焼却残渣(一廃)	575.03	2,024	1,995
産業廃棄物	5,276.16	1,996	1,986
可燃ごみ	2,851.83	-	-
不燃ごみ	2,424.33	1,285	1,285
焼却残渣(産廃)	-	711	701
最終処分計	14,086.78	5,309	5,186

生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理に係る基本的理念

基本理念

守ろう恵庭の豊かな水環境 ～生活排水の処理率向上をめざして～

2. 生活排水処理の基本方針

基本方針1 公共下水道事業の推進

持続可能な下水道サービスを提供するため恵庭市下水事業経営戦略の経営方針に基づき「経営基盤の強化」、「ストックマネジメントに基づく老朽化対策」、「地震対策」等を行います。

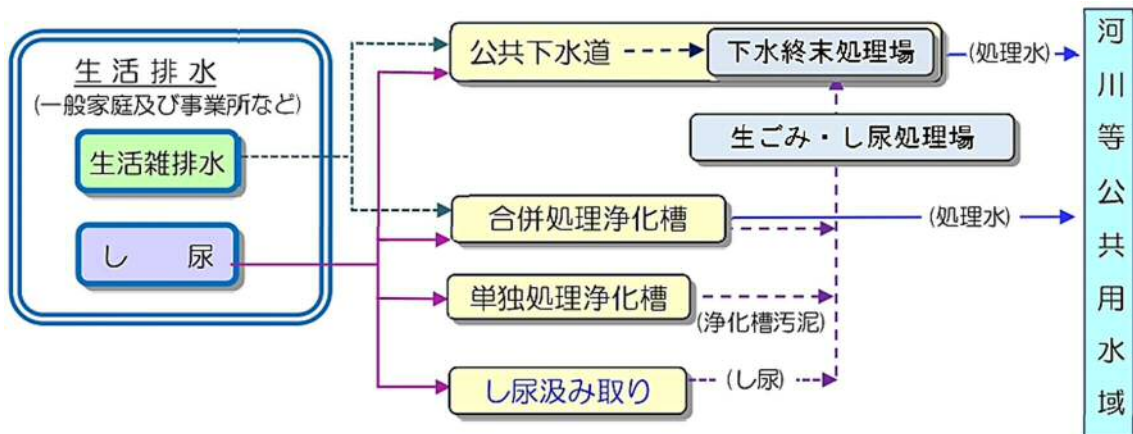
基本方針2 合併処理浄化槽整備の推進

公共下水道処理区域外では、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

基本方針3 し尿・浄化槽汚泥の資源化及び適正処理

し尿・浄化槽汚泥は、生ごみとともに生ごみ・し尿処理場にて前処理を行い下水終末処理場にて地域バイオマスとして下水汚泥と混合し、「バイオガス化」及び「排出汚泥の肥料化や熱回収資源化等」により有効利用を図ります。

3. 生活排水の処理体系



※ 生活雑排水とは、日常生活を行う過程で発生する風呂、洗濯、台所等からの排水

【生活排水の処理体系】

4. 生活排水の処理の計画

(1) 生活排水の処理の計画

【し尿・浄化槽汚泥に係る計画処理量】

区分		生活排水処理目標		
		H31/R1(2019)	R7(2025)	R12(2030)
行政人口	人	69,900	69,825	68,851
公共下水道処理区域内人口	人	68,205	68,149	67,199
公共下水道水洗化人口	人	68,063	68,013	67,065
処理区域外人口	人	1,695	1,676	1,652
区域外合併処理浄化槽人口	人	992	1,078	1,158
区域内合併処理浄化槽人口	人	3	3	3
し尿人口	人	699	588	482
下水道処理人口普及率	%	97.6	97.6	97.6
下水道水洗化率	%	99.8	99.8	99.8
合併処理浄化槽普及率	%	58.5	64.3	70.1
生活排水処理率	%	98.8	99.0	99.1

(2) 公共下水道

恵庭市公共下水道事業計画に基づき整備。今後は行政人口の減少に伴い、公共下水道処理区域内人口も減少する見込みであるが、水洗化率は維持できる見込み。

(3) 合併処理浄化槽

公共下水道処理区域外では、合併処理浄化槽の設置を毎年5基の計画で進める。

5. し尿・浄化槽汚泥の処理計画

(1) 収集運搬計画

- ・取組み1：し尿等の収集・運搬の推進
し尿及び浄化槽汚泥は定期的に収集、し尿処理施設へ搬出する。
- ・取組み2：収集運搬業者への指導
生活環境に配慮し、衛生的、効率的に行うよう指導を徹底する。

(2) 中間処理計画

- ・し尿処理施設：計画処理量に十分対応し、前処理する。
- ・下水終末処理場：地域バイオマスとして受入、生ごみとともに下水汚泥を混合処理。
より多くのバイオガスを発生させ、発電する。
- ・汚泥乾燥施設：焼却施設の排熱を利用し、汚泥重量の減量を図る。

(3) 最終処分計画及び資源化有効利用計画

- ・焼却施設で熱回収された後の乾燥汚泥：焼却灰として埋立処理。
- ・その他排出される汚泥：肥料及びセメント原料として資源化。